特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

健全育成

7月7日㈰みんなのまちをもっときれいにしよう！社会参加実践活動（清掃活動）

毎年、青少年の皆さんが「自分たちの住んでいる地域を自分たちの手できれいにしよう」と行っています。

当日は、多摩川や市内の公共施設などの清掃活動を行います。皆さんの参加をお待ちしています。

青少年対策地区委員会ごとに集合時間や集合場所が異なります。注意してください。

問合せ　児童青少年課㈸263

■地区委員会ごとの集合時間と場所

地　区	集合時間	集合場所
東	午前8時	玉川兄弟銅像前
西	午前8時	宮の下運動公園グラウンド・子ども広場
富士見	午前9時	五ノ神会館庭
栄　小	午前9時	栄小学校校庭
松　林	午前8時	松林小学校・羽村第二中学校の各校庭
小　作	午前8時	小作台小学校校庭
武蔵野	午前9時	武蔵野小学校校庭

福祉

家族介護交流会

認知症またはその心配がある高齢の方を介護している方同士で情報交換をしましょう。家族が認知症かもしれないと気づいた時の対応や、介護認定を受けるきっかけなど、実際に介護をしている経験者から話を聞くことができる貴重な機会です。

日　時　7月4日㈭午後1時30分～3時
会　場　コミュニティセンター2階第一研修室
対　象　認知症またはその心配がある高齢の方を介護している方
定　員　おおむね10人（先着順）
相談・申込み・問合せ　電話または直接高齢福祉介護課介護予防・地域支援係㈸198

ご存知ですか、高次脳機能障害の相談窓口

脳卒中などの病気や交通事故にあった後、「怒りっぽくなった」「今までできていたことができなくなってしまった」「新しいことが覚えられない」などの症状がありませんか。

これらの症状は「高次脳機能障害」かもしれません。この障害は見た目ではわからないため、周囲の理解が得にくく、本人や家族が生活に困難を感じることが多いとされています。

困りごとやこれからの生活のこと、社会資源の利用の仕方、医療機関の受診などについての個別相談を、高次脳機能障害専門の相談員が行っています。希望する方は、障害福祉課へ予約の上、お越しください。

相談日時　毎月第3火曜日　午後2時～4時（予約制）
会　場　障害福祉課窓口
問合せ　障害福祉課障害者支援係㈸186

心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象拡大に係る経過措置が終了します（6月30日）

■精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方へ

マル障は、東京都が重度の心身障害者を対象に、医療費（保険診療分）の自己負担額の一部を助成するものです。

平成31年1月から、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方も対象とし、65歳を超えている方でも一定期間は申請が可能となる「制度改正時の特例（経過措置）」を設けています。

この経過措置期間が6月30日に終了しますので、対象となる方は早目に申請してください。

対　象　精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（生活保護受給中の方、所得制限基準額を超える方は除く）
申請時に持参するもの　精神障害者保健福祉手帳（交付日が平成30年12月31日以前で、有効期限が平成31年1月以降のもの）、印鑑、健康保険証
※平成30年1月1日現在羽村市に住所がなかった方は、平成30年度住民税課税（非課税）証明書も必要です。
申請先・問合せ　障害福祉課障害福祉係㈸174

令和初の成人式で活躍するスタッフを募集！

成人式のアトラクションを企画したり、式典当日の運営をサポートするスタッフを募集します。仲間同士で参加して、成人式を盛り上げましょう。

対　象　新しく成人となる方（平成11年4月2日～12年4月1日生まれ）で令和2年1月13日（月・祝）に行う羽村市の成人式に出席する方
申込み・問合せ　7月5日㈮までに、電話・Eメールまたは直接生涯学習総務課生涯学習推進係㈸363へ
✉s703000@city.hamura.tokyo.jp

▲昨年のスタッフの皆さん

助成

私立幼稚園などの園児の保護者に補助があります（4月～9月分）

私立幼稚園などに通園している園児の保護者へ、補助金を交付しています。

対　象　市内在住で私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設などに通園している園児（満3歳以上）の保護者

補助金の種類
○幼稚園就園奨励費補助金…国と市で行う補助金
○幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金…東京都と市で行う補助金
※家庭の所得状況により補助金額が異なります。
※補助金の額が、保護者が負担した保育料などの合計額を上回った場合は、保育料などの合計額が上限となります。

申請方法　通園している幼稚園で申請書を配布します。園を通して申請してください。
※10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、制度が変更となります。詳しくは、決まり次第お知らせします。
問合せ　子育て支援課保育・幼稚園係㈸233

雨水浸透施設設置費を助成

住宅の屋根に降った雨水を地中に浸透させる「浸透ます」などの設置工事費の一部を助成します。

※助成金は工事前に申請してください。
※雨水浸透施設を設置している方は、浸透施設の機能を低下させないために、定期的な清掃をお願いします。

羽村市は分流式

市の下水道は、汚水と雨水に分けて処理しています。

このため、雨水は汚水管に流すことができません。また、家庭から出る汚水は汚水管に流してください。

問合せ　水道事務所☎554－2269

はい！こちら消費生活センター

ハガキや封書による架空請求にご注意を！

相談事例

妻宛てに「民事訴訟管理センター※」から「料金未納」「最終通知書」と記載されたハガキが届きました。「民事訴訟および裁判の取下げなどのご相談は、当局にて伺っています」「プライバシー保護のため、必ずご本人様から連絡してください」と書かれています。どうしたらよいですか。

※「民事紛争相談センター」「訴訟通知センター」「地方裁判所管理局」などと記載している場合もあります。

アドバイス

●架空請求業者には、**絶対に電話をしないでください。**悪質業者に余分な個人情報を教えることになります。無視するのが、一番の防御策です。

●「総合消費料金」なるものを納付する必要はありません。1回でも支払ってしまうと、次々と請求がエスカレートする可能性があります。

※裁判所からの通知は「特別送達」で直接本人に、手渡しで届きます。その場合は無視せずに、消費生活センターへ相談してください。

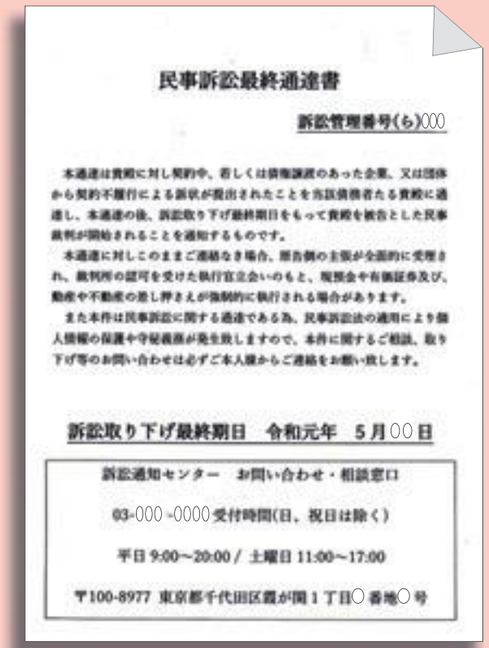
民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号(ら)000

本通達は貴殿に対し契約中、若しくは債権譲渡のあった企業、又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日をもって貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、賠償金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡をお願い致します。

訴訟取り下げ最終期日　令和元年　5月00日

訴訟通知センター　お問い合わせ・相談窓口
03-000-0000受付時間(日、祝日は除く)
平日 9:00～20:00 / 土曜日 11:00～17:00
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目○番地○号

▲封書で送られてくることもあります。架空請求業者による通知文の例

問合せ　消費生活センター㈸641